

官報 号外

昭和四十二年六月二十八日

○第五十五回 参議院會議錄第二十号

昭和四十二年六月二十八日(水曜日)

午後零時十四分開議

○議事日程 第二十号

昭和四十二年六月二十八日

正午開議

- 第一 会期延長の件
- 第二 緊急質問の件
- 第三 最低賃金法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 第四 国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第五 千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第六 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、故衆議院議員・元衆議院議長清瀬一郎君に

対し弔詞贈呈の件
以下議事日程のとおり

○副議長(河野謙三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

田中 茂穂君

商工委員

宮崎 正雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

宮崎 正雄君

商工委員

田中 茂穂君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

森 八三二君

同

木島 義夫君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

井川 伊平君

同

後藤 義隆君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

石油ガス税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案

産業公害及び交通対策特別委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方財政法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出)

地方行政委員会に付託

学校給食法の一部を改正する法律案(斎藤正男君外八名提出)

文教委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を社会労働委員会に付託した。

炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(藤田康太郎君外一名発議)

同日議長は、左の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

通関業法案

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 長野県における六月の集中豪雨及び降ひよるによる被害の実情を調査し、もつて災害対策樹立に資する。

一、派遣委員

伊藤 顕道 田村 賢作

一、派遣地

一、期間 六月二十四日 一日間

一、費用 概算 九、〇〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第一百八十条の二により要求する。

昭和四十二年六月二十三日

災害対策特別委員長 伊藤 顕道

参議院議長 重宗 雄三殿

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

宮内庁法の一部を改正する法律案

石炭鉱業再建整備臨時措置法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十九年度政府関係機関決算書

昭和四十二年六月二十八日 参議院會議録第二十号 議長の報告

五九二

昭和三十九年度国有財産増減及び現在額總計算書

昭和三十九年度国有財産無償貸付状況總計算書
同日内閣から、左記の者を米価審議会委員に任命したので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

記

衆議院議員 大野 市郎
同 角屋堅次郎
同 坂村 吉正
参議院議員 國田 清充
同 高橋 衛
同 渡辺 勘吉

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月三十一日任期満了による再任)

武田 榮一

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月二十二日任期満了の佐久間虎雄の後任)

山田 精一

同日内閣から、左記の者を土地調整委員会委員に任命したので、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(一月十七日死亡の安平鹿一の後任)

関 道雄

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月二十一日任期満了の山添利作の後任)

東畑 四郎

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月二十日任期満了による再任)

吾孫子 豊

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(昭和四十一年九月十二日任期満了による再任)

榎 勉

(同日任期満了の七里義雄の後任)

太田 十

(同日任期満了の松田恒次の後任)

桜内 乾雄

(同日任期満了の今井道雄の後任)

杉野目晴貞

同日本院は、衆議院議員大野市郎君、同角屋堅次郎君、同坂村吉正君、参議院議員國田清充君、同高橋衛君及び同渡辺勘吉君が米価審議会委員に就くことができることを議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力委員会委員に武田榮一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に山田精一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、土地調整委員会委員に関道雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会委員に東畑四郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に吾孫子豊君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に榎勉君、太田十君、桜内乾雄君及び杉野目晴貞君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る二十四日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(芳賀賀君外十二名提出)

同日内閣から左の報告書を受領した。

第五十二回国会参議院において採択された請願の処理經過

同日内閣から、國際労働機関憲章第十九条の規定による千九百六十六年の國際労働機関第五十回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、去る二十二日付をもって内閣官房副長官木村俊夫君は國務大臣に任命されたので政府委員は自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣官房副長官 亀岡 高夫君
一昨二十六日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(堀島雄君外十一名提出)

離島振興法の一部を改正する法律案(倉成正君外二十一名提出)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(太田一夫君外七名提出)

勸業基金法案(堀島正興君外四十五名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案(篠田弘作君外四名提出)

公職選挙法改正に関する特別委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、特許庁長官川出千速君の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長事務代理須磨末千秋君は去る二十三日付をもって、大蔵省國際金融局長事務代理堀込聡夫君は去る二十五日付をもってそれぞれ同事務代理を免ぜられたので政府委員はいずれも自然消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省経済局長 鶴見 清彦君
大蔵省國際金融局長 柏木 雄介君
特許庁長官事務代理 佐々木 学君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房副長官亀岡高夫君(去る二十四日議長承認)及び外務省経済局長鶴見清彦君外二名(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨二十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

木暮武太夫君

同

岸田 幸雄君

文教委員

玉置 和郎君

農林水産委員

村田 秀三君

逓信委員

横川 正市君

建設委員

内田 芳郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員

玉置 和郎君

同

内田 芳郎君

文教委員

木暮武太夫君

農林水産委員

横川 正市君

逓信委員

村田 秀三君

建設委員

岸田 幸雄君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

漁業協同組合併助成法案

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

中小企業振興事業団法案 商工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

沖繩に対する財政措置その他の援助に関する臨時措置法案(多賀谷眞稔君外七名提出)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付され

た左の議案を産業公害及び交通対策特別委員会に付託した。

交通安全基本法案(久保三郎君外十八名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

地方交付税法の一部を改正する法律案可決報告書

書

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案可決報告書

国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾

について承認を求めるの件議決報告書

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についての規則の統一に

関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

同日衆議院から、同院は第五十五回国会の会期を

七月一日から七月三十一日まで二十一日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案

は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結

について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結

について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結

について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結

について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結

について承認を求めるの件

アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省情報文化局長新岡欽哉君の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣法制局第二部長真田秀夫君は同第一部長に、同第四部長田中康民君は同第二部長にそれぞれ任命され又同日付を

もつて内閣法制局第一部長關道雄君は退職となつたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣法制局第一部長 真田 秀夫君

内閣法制局第二部長 田中 康民君

内閣法制局第四部長 角田礼三郎君

外務省情報文化局長事務代理 猪名川治郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣法制局第一部長真田秀夫君外三名(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣法制局第一部長 真田 秀夫君

内閣法制局第二部長 田中 康民君

内閣法制局第四部長 角田礼三郎君

外務省情報文化局長事務代理 猪名川治郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣法制局第一部長真田秀夫君外三名(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣法制局第一部長 真田 秀夫君

内閣法制局第二部長 田中 康民君

内閣法制局第四部長 角田礼三郎君

外務省情報文化局長事務代理 猪名川治郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣法制局第一部長真田秀夫君外三名(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣法制局第一部長 真田 秀夫君

内閣法制局第二部長 田中 康民君

内閣法制局第四部長 角田礼三郎君

外務省情報文化局長事務代理 猪名川治郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣法制局第一部長真田秀夫君外三名(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

内閣法制局第一部長 真田 秀夫君

内閣法制局第二部長 田中 康民君

内閣法制局第四部長 角田礼三郎君

外務省情報文化局長事務代理 猪名川治郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣法制局第一部長真田秀夫君外三名(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。議長において起草いたしました弔詞を朗読いたします。

参議院はさきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられた国務大臣としての重責にあたら

れました衆議院議員從二位勲一等清瀬一郎君の長逝に対しましてつとんで哀悼の意を表しう

やうやく弔詞をささげます

弔詞の贈呈方は、議長において取り計らいま

す。

○副議長(河野謙三君) 日程第一、会期延長の

件。

議長は、衆議院議長と協議の結果、会期を来た

る七月三十一日まで二十一日間延長することに協

定いたしました。

議長が協定いたしましたとおり、会期を二十一日間延長することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

「賛成者起立」

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ

て、会期は、二十一日間延長することに決しまし

た。

○副議長(河野謙三君) 日程第二、緊急質問の

件。

岡田宗司君から、緊迫を続ける当面のアジア情

勢に関する緊急質問が提出されております。

昭和四十二年六月二十八日 参議院会議録第二十号 議長報告 会議 故衆議院議員・元衆議院議長清瀬一郎君に対する弔詞贈呈の件 会期延長の件 緊急質問の件

五九三

昭和四十二年六月二十八日 参議院会議録第二十号 緊急質問の件

五九四

岡田君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。岡田宗司君。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕

○岡田宗司君 私は、日本社会党を代表して、わが国の外交に関する若干の問題につきまして、総理並びに外務大臣に対し、その所信をただそうとするものであります。

去る二十三、二十五、両日、アメリカのグラスボロにおきまして、前後十時間にわたる米ソ兩國首脳の会談が行なわれたのであります。この会談において論議された中東戦争、核拡散防止協定、核軍縮、ベトナム戦争等の問題の具体的な解決に到達するには至らなかったものであります。ベトナム戦争、中東戦争によって断ち切られたかと思われた平和共存路線が、ともかく両国首脳の努力によりまして維持され、さらに切り開かれていく見通しが与えられたことは、全世界のほとんどの国及び国民の愁眉を開かせたのであります。全世界の戦争と平和の問題について、最も大きな影響力と、かつ、責任を持つ米ソ両大國が、平和共存路線を再確認したことを、われわれは、もろ手をあげて歓迎するものであります。この最近の世界外交上の重大なできごとに対して、総理はこれをいかに評価されるか、まず、それを伺いたいのであります。

さて、この両国首脳による平和共存路線の再確認は、中東問題の解決、核拡散防止協定の成立へ

の見通しを明るくするものであり、ベトナム問題の解決にも一るの曙光を感ぜしめるものがあるものであります。そして、世界各国の外交姿勢、もちろん、米ソ兩國の間であつて、兩國の關係の変化に直接間接影響を受けるわが日本の外交姿勢に、微妙な変化をもたらすものと言わなければなりません。そして、この会談を行なった米ソ両首脳の真意、その後の兩國の動き、國際關係の変化等を正しく把握することは、日本にとりましても、また今日必須のことです。総理は、この秋アメリカを訪れ、ジョンソン大統領と会談して、その真意を確かめ得る機会を与えられているのであります。それが、それとともに、コスイギン・ソ連首相とも会談して、ソ連側の意向を確かめることも、またそれに劣らず、重要ではないでしょうか。ソ連はすでに、佐藤総理の訪ソを歓迎する旨を数回申し入れてきているのであります。総理はこの際、これを受諾し、訪米と前後して訪ソを実現してはどうかでございますか。幸いに、七月には、三木外務大臣が日ソ定期協議のためにモスクワにおもむかれるのであります。その際、佐藤・コスイギン会談の実現のため、取りきめをするつもりがあるかどうか、この点をお伺いしたいのであります。しかも、これは多くの問題をはらみ、悪評高い南ベトナム訪問を含む東南アジア訪問より前に行なわれることが適當であると思ふのであります。両国首脳とひざ突き合せて会談し、その真意を把握した後、東南アジア諸國を歴訪しても

決しておそくはないのでございます。ところで、総理は、今秋予定されている東南アジア歴訪のうちに、南ベトナムの訪問を加えておられるのであります。これに対して、多くの批判、反対の声が国内にあがっているのをご存じです。総理、外務大臣は、これに対し、「儀礼的訪問である」、「一國だけ抜くことはおかしい」、「平和的解決への道を探索するためである」、あるいは、「この訪問によって日本の対ベトナム政策が変更されることはない」等々と、弁明にこれとめておられるのをご存じですが、決して、この批判、反対を納得させることはできず、政府がやるべきになればなるほど、一そう疑念を深めるばかりなのであります。それは、儀礼以上のものである。平和的解決への道を開くどころか、南ベトナム政府の戦争行為を鼓舞することになり、日本のベトナム政策の転換を公に示す儀式になるものと思われるのであります。政府は、日本国民の間に、広く、かつ根深いベトナム戦争反対の空気があることを考慮して、「グエン・カオ・キ首相の訪日再三にわたって断わる」、「経済援助の要請に応じない」、「南ベトナム援助のためのマニラ会議に参加しない」等々と、従来、ベトナム戦争に對して、他のアジア太平洋諸國に比べて、比較的消極的態度をとってきたのであります。

ベトナム戦争の進展につれて、アメリカは、アジア太平洋において軍事同盟を結んでいる國々に、次から次へと働きかけて、あるいはベトナムに出兵させ、あるいは他の方法による積極的援助をやらせて、ベトナム戦争をアメリカひとりの戦争ではなく、アジア太平洋におけるいわゆる自由主義國の共通の戦争、反共の國際戦争に仕上げたいのであります。アメリカと軍事同盟を結んでいる日本を、この戦列に参加させることを陰に陽に口説き、あるいは圧力を加えてきたのをご存じですが、総理の南ベトナム訪問の決定は、単に南ベトナムからの要請によるものではなく、アメリカの強い要請によるものであることは否定できないところであります。総理の南ベトナム訪問は、やがて南ベトナム大統領の日本訪問を招くのであります。そして、民主安定に名をかける南ベトナムに対する経済援助、技術援助は、直接間接、南ベトナムの戦争政策を鼓舞することになるのであります。これは、ベトナム戦争に中立的立場をとるとか、戦争の早期終結のために努力するとか、平和への道を探るとかいうことは、全くつながらないのであります。総理の南ベトナム訪問の決定は、たとえ、あなた方が何と強弁しようとも、日本の対ベトナム政策の変更をシンボライズしたものにほかならないことを隠すことはできないのであります。政府は、アメリカの要請にこたえて、その政策を変更し直接の軍事援助をしないまでも、南ベトナムに力をかすことに変更したのであります。南ベトナムに力をかすはつきりとさしていただきたいのであります。この政策変更の理由として、政府は、現在米軍に

とつて軍事情勢が有利に展開し、平定計画、経済援助等によって、南ベトナムの政治経済情勢が安定の方向に向かっているとして、将来ベトナム戦争終結への動きが起こった場合、アメリカと南ベトナムの側に立つて、これに割り込んで一役演じようと考えているのでございましょうか。

また、総理が今秋ジョンソン大統領を訪れる際に、日本が南ベトナムに対し、より積極的な政策をとることをおみやげとして持つて行くつもりであるのかどうか、この点をお伺いしたいのであります。

さらに、中東戦争の結果示されたソ連の勢力の後退、中国の水爆実験と核兵器の急速な開発の見通しなどによって、日本はアメリカの世界政策への傾斜を深めていくことが現在必要であるとお考えになっているのかどうか、それを明らかにしていただきたいのであります。

私の見解によれば、ベトナム戦争は、アメリカの優勢、南ベトナムの政治的、経済的安定のうちに有利に解決される見通しはないのであります。

たとえ日本が、何らかの形でアメリカと南ベトナム側に加担したとしても、それは、戦争を長引かせこそすれ、戦争の終結に役立つものではない。日本が、ベトナム戦争の終結とアジアの平和の確立のために寄与し、一役演じようとするならば、むしろ、厳正にこの戦争に對し中立不介入の政策をとり、日本が、戦争終結への動きが始まるに、自由に身軽に動き得る立場をとつて

いくべきではないかと思つておりますが、この点、総理並びに外務大臣はどうお考えになりますか。

国民の多くは、総理の南ベトナム訪問を、儀礼訪問だとか、平和的解決への手がかりだとか、そういうふうな単純に考えてはいないのであります。むしろ、そこに政策変更への危険を讀みとつてゐるのであります。自民党のうちに於いてさえ、反対の声が起こり、前外務大臣の藤山愛一郎氏が、総理の南ベトナム訪問中止を申し入れたのも、そのためではないでございましょうか。総理、外務大臣は、ベトナム戦争に對し、より一そう厳正に中立不介入政策をとることを明らかにするため、南ベトナム訪問のスケジュールをお取り消しになるつもりはないのでございましょうか、その点をお伺いしたいのでございします。

グラスボロ会議によりまして、米ソが再び平和共存路線を進むことが確認された以上、日本もまた、直接間接この路線に協力して、世界の平和、アジアの平和の確立を期すべきであつて、現在アメリカがアジアにおいて行なつてゐる力の政策、中国封じ込め政策等に、断じて、力をかし、同調すべきではないのであります。総理、外務大臣はこの点をどうお考えになるか、お伺いしたいのでございします。

なお、明後日に予定されております総理の朴大統領就任式参列の問題についてでございしますが、わが党は、国会開会中に総理がみずからこれに参

列するほどの必要はないと、こういう点から反対をしてゐるのでございします。六月十五日の外務委員会におきまして、三木外務大臣は、私の質問に答へまして、次のように答へておられるのでございします。この点、私は当日の速記録をここに引用いたしました。総理並びに外務大臣の見解を承りたいのであります。

すなわち三木外務大臣はその際、「佐藤総理としては……就任式に都合が許せば自分が行つてもいいという意向だと思ひます。しかし、国会開会中ですから、それは各党の了承を得るというところが必要でしょうね。了承を得られれば総理みずから行つて祝意を表したいという気持ちがあることは事実であります。何ぶんにも国会開会中ですから、これは各党のやはり行つてらっしゃいという、こういう了承が必要だと思ひます。……会期延長がどういふふうになるかということも結びついておられますが、そういうことと結びついて国会がそういうことで了承しようということが前提になると思ひます。」

閣議は総理派遣をすでに決定し、また、権名悦三郎氏、本院の木内四郎氏等の随行をきめておりますが、国会各党の了承はまだ得られておらないのであります。話もされておらないようであります。国会の了承を必要とするという三木外務大臣の発言は、一体どういふことになっておるのでございしますか。私は、外務大臣の言われるように、各党の了承、国会の了承を得べきものと思ひ

のでございしますが、総理は、各党の了承、国会の了承を必要としなかつたとお考えでございましょうか。外相のこの発言は無視してもいいとお考えでございましょうか。もし、そうだとしたならば、これは国会軽視もはなはだしいものと言わなければならぬのでございします。また、三木外務大臣も、当然、内閣に對しまして、各党の了承、国会の了承を得るべく総理に進言すべきであります。が、もし、そうしてもいられなかつたとしたれば、副総理格としてのあなたは、かなえの軽重を問われてもしかたがないのであります。また、進言しなかつたといひますならば、あの言明によつてわれわれはあなたに欺かれたことになるのであります。これは断じて許しがたいことと言わなければなりません。三木外務大臣のはつきりした御答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。

アメリカのグラスボロの米ソの会談、これは、まだその詳細が私はつかまへません。十分のことばかりではありません。しかし、その詳細よりも、とにかく、アメリカ大統領とコスイギン首相が直接会つた。そして世界の平和と確立維持のために、両者が理解の上で、ひとつ誠意のある態度を示したのだと、かように私は、この会見を高く評価しております。そういう意味で、この種の会見は、たいへん、わが国としては歓迎すべきものだ、か

ように思っております。さらに、中身の問題がた
だいまわかりませんので、それらの点は、今後、
さらに詳しく報告を待ちたいと、かように思つて
おります。

次に、ただいま岡田君からお話がありました
ように、米ソのこの会合を、私は、社会党でも高く
評価しておられると思います。そういう意味で、
アメリカばかりじゃなく、ソ連にもひとつ出かけ
て、実際にこの間の事情を聞き、また、みずから
積極的な外交を展開したらどうかと、こういうお
話でございます。私も、たいへん望ましい事柄だ
と、かように思いますが、御承知のように、ただ
いま東南アジア諸国に出かけようとして、いろい
ろ準備を進めておる最中でございます。これをや
めてもいいじゃないかと、かように仰せござい
ますが、私は、ちょうど三木外務大臣がモスクワに
参りますので、三木君が参りました際に、日本の
意向、同時に、また、ソ連側の意向も十分話し
合つて、そうして帰られた後に、こういう問題を
きめればいいんじゃないだろうか、かように
実は考えております。ただいまのところ、私は、
三木外務大臣の訪ソ、その成果によりまして、私
自身の訪ソをいつにするかということを考えたい
と、かように思っております。

ほんとうに、日本の国の前途について御心配のあ
まり、率直な御意見を述べられたものだ、かよ
うに思つて傾聴いたしましたのでございます。しか
し、私は、重ねて申し上げますが、わが国の外交
の基本方針、これには、しばしば申し上げますよ
うに、私どもは、平和外交を積極的に展開してお
るのでありますし、また、憲法九条のもとにおい
て、私どもの行動の限度は、はっきりしておるの
であります。したがって、このベトナムの問題が
問題が勃発いたしました以来、この地にわが国の公
館を置き、大使を派遣はいたしておりますが、軍
事的には絶対に介入しないという、中立の態度を
保つてきた。また、今後も、これを続けるつもり
でございます。ただ、問題は、私どもが、一口に
東南アジア、東南アジアと申しますが、この認識
は、まだ不十分でございますので、みずからが
事態を認識し、また、その政府当局と話し合つ
て、今後の行き方等について、これは必ずしも、
私は、全部意見が同一だとは思いませんが、その
考え方も十分確かめたい。そうして、私どもがか
ねてから抱いておりますような、当方の主張も十
分説得していきたいと、かように実は思つておるの
でございます。

いろいろの問題を提起した南ベトナムの訪問と
いうことでありますが、ただいま、これをきめた
わけではございません。しかし、ただいま、行く
つもりで準備をしておることだけは確かござい
ます。また、外務大臣から、しばしばお答えをい
たしましたように、これがただ単に親善友好、こ
れを深めるといふだけのものではなく、ただいま
戦争が行なわれておるこの土地でございますか
ら、和平への道を積極的にさがす。こういうこと
のあることも、これも御承知願いたいと思うので
あります。

私は、ただいま申し上げますように、いまのこ
の事態、たいへん、私、心配しておりますが、中
東のあの戦争すら停戦が行なわれておる。そして
米ソ両首脳が話し合つて、これから先の問題をひ
とつ考えよう。こういうような世界的な平和への
努力がなされておる際であります。私はそれより
もやや、関連する区域あるいは国際経済的観点か
ら、価値がやや軽く見られるようなベトナム問
題というものは、もう長期にわたる戦争、これに
終止符を打つ、そして、話し合いの場につくとい
う、これは最も望ましいことだと思つて、いろ
いろの問題が言われております。ただ南だけでは
ございせん。北側においては依然として強い発
言をしておりますから、まだまだ私が一人でかよ
うに申ししても、すぐ成果があるものとは私
は期待はいたしておりません。しかし、やはりあ
らゆる努力を積極的にすべきときではないかと思
います。そういう意味で、私は各方面の御意見も
伺うつもりでございます。それで、私が南ベトナ
ムに出かけることはこれは何らの意味もないと
か、あるいはまた、日本独自の考え方ではないの
だ、また在来の政策を変更するのだと、こういう
ような断定だけは困りますから、御意見はもちろ
ん私は傾聴したつもりでございますが、どうか断
定されないように。在来の方針に変更のないこと
も、それは今後の私の行動で確認していただき
たいと思つております。

ただ南ベトナムは、九月に、御承知のように、
大統領選挙が予定されております。私は、こうい
う事柄が、いまの戦争が片一方で行なわれ、大統
領選挙が予定される。何だか私どもに理解できに
くいような状態のように考えるのであります。こ
ういふ点、この一つすら、こういう一つだけでも
私は現地にだかけて、そうして、事態を十分認識
することが必要だ。かように思つております。

私は必ず今回の訪問は、そういう意味におきま
して、正しい認識を持つて私が帰り、そうして、
今後ともわが国の基本的な外交路線の間違ひない
こと、これをやっぱり各国にも理解してもらふよ
うに、そういう態度はとりたいと思つて、した
がいます。今回南ベトナムを訪問先に加えたこ
とそれ自体は、私自身が独自にきめたことござ
いますし、第三国等からいろいろ強要されると
か、あるいは第三国に、アメリカに出かけた際に
立場がよくなるだろう、あるいはもうすでに戦局
についてある程度の見通しをつけて、この際、
先物を買うのだとか、こういうようなやましいよ
うな考え方はございせん。私はどこまでも正
義に立ちまして物事を処理したい、真剣に取り組
みたい、その行動のうちに私の誠意の一片、そう

いろいろを示すことができれば、たいへんしあわせのようであると思います。この点を重ねて申し上げておきます。

最後に、訪韓の問題についてのお話がございました。在米の慣例によりまして、総理が出かけます際は両院議長に行程を通知する。こういうことになっております。したがって、今回もその慣例どおりに従いまして、私はその手続をとりました。また、事前にいろいろ各党の内意も伺っております。したがって、私、こういうことは、いわゆるそれぞれの党におきましていろいろの御事情がありだろうと思っております。そういうことを十分考慮に入れ、かつまた、在米が通知であったから通知だけすればいいのだと、かような考え方はございませんので、十分事前に、良識のある、無視をしない態度をとったつもりでございます。どうか御了承のほどをお願いしております。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(三木武夫君) 岡田さんから総理のベトナム行きについて、いろいろ政府の立場を御心配くださることは多いと思いますが、しかし、総理が、まだ決定には至りませんけれども、行くこととされることは、戦争を鼓舞するために南ベトナムに行くのではない、平和のために行くこととするのであります。したがって、それはどういう意図で南ベトナムを訪問するかということが問題の一番大切な点だと私は考えております。ちょう

ど、総理がもし行かれるとすれば、予定される時期は民政移管後になりますから、民政移管後の新しい首脳と総理が直接会談をされて理解を深められるばかりでなく、日本国民のベトナム戦争の早期和平の実現の熱意を伝え、また、いろいろ言われておりますけれども、ベトナムの首脳部がどのようにこの戦争の終結を考えており、あるいはまた情勢をどのように判断するかということをお話し合うことは、これはまさしく和平への努力の一環であると考えております。日本の国民が、ひとしく、一日も早くこの不幸な戦争を何とか終わらすことはできぬか、これは日本国民の総意でありますから、この日本国民の総意を体して、総理大臣が何とか和平のために努力しようとすることは、一国の政治指導者として当然の責務なりと考える次第であります。

次に、総理の韓国大統領の就任祝賀式に対する訪問は、いま総理からお答えになりましたこと、これは国会の承認という手続の問題でなくして、政治的なものでございます。この性質は、そこで、各党に對しては、いろいろの議論等には通知をいたしまして、各党にも御相談の結果、いろいろの立場はありましようけれども、各党としてこのような問題の処置に対するおとなの処置が済んだものと、私は解釈いたす次第でございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 日程第三、最低賃金法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。早川労働大臣。

〔国務大臣早川崇君登壇、拍手〕

○国務大臣(早川崇君) 最低賃金法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

最低賃金制につきましては、昭和三十四年の法施行以来、今日までにその適用を受ける労働者は中小企業を中心として約五百五十万人に達するとともに、その金額も逐次改善を見せ、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善と中小企業の近代化に役立ってまいりました。

この間、わが国経済の高度成長の過程において、若年労働者を中心とする労働力の逼迫等により一般の賃金の上昇は著しいものがあり、このようなかでなお改善から取り残される労働者に対し、より効果的な最低賃金制度を確立してその生活の安定と労働力の質的向上をはかっていく必要はますます大きくなっていると考えます。

かかる事情にかんがみ、政府は、一昨年来中央最低賃金審議会に今後の最低賃金制のあり方の御検討をお願いしていたところでありますが、先般同審議会より答申が提出されました。その答申に基づきまして、最低賃金の決定方式については、業者間協定に基づく決定方式を廃止し、最低賃金

審議会の調査審議に基づく決定方式を中心とすることに改めることが適当であり、また、このような措置を円滑に進めるためにはある程度の経過措置が必要と考え、ここに最低賃金法の一部を改正する法律案を提出いたした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして概略御説明申し上げます。

第一には、最低賃金制度をより効果的なものとするため、業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金の二つの最低賃金決定方式を廃止することとしたしております。

このことに関連して、最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金につきましては、労働大臣または都道府県労働基準局長は、従来、その他の方式により最低賃金を決定することが困難または不適当と認めるときに限り審議会の調査審議を求めることができることとされておりましたが、その要件を除き、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善をはかる必要があると認めるときは、調査審議を求めることができることとしたしております。

なお、最低賃金審議会が調査審議を行なう場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとするとともに、労働大臣または都道府県労働基準局長の最低賃金の決定に先立ち、関係労働者及び関係使用者は異議の申し出をすることができるといたしております。

第二には、業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金の二つの決定

方式の廃止に伴う必要な経過措置を定めることといたしております。すなわち、現在まで業者間協定に基づく最低賃金決定方式が広く実施されている実情にかんがみ、その廃止に伴い無用な混乱を生ずることのないよう、法施行の際現に効力を有する業者間協定に基づく最低賃金及び業者間協定に基づく地域的最低賃金は、法施行後なお二年間はその効力を有することとし、その間においてはなお従前の例により改正または廃止することができることとしております。しかしながら、その期間内に最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金が新たに設定または改正されたときは、その最低賃金の適用を受ける労働者については、業者間協定方式による最低賃金はその効力を失うものとしております。

以上が最低賃金法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。柳岡秋夫君。

〔柳岡秋夫君登壇、拍手〕

○柳岡秋夫君 私、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました最低賃金法の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたしたいと思います。

八年前に、多くの労働者の反対を無視しまして制定をした業者間協定による最低賃金の決定が、本来の最低賃金制としての役割りを果たし得ない

ことは、日とともに明らかになつてまいっております。わが国の賃金水準が、近年少しずつ高まつてきたと言われておりますが、欧米諸国に比しなしてなお著しく低いことは御承知のとおりであります。そしてその生活水準も、実質賃金の上昇に伴つて向上していることは事実でございますが、エンゲル係数が低下したといながら、国民栄養調査によれば、栄養上問題のあるものは消費世帯の一八・七%に達しております。それは、所得水準に大きな格差があり、所得差による食物内容の違ひが大きいことでもあります。今日、一人で足りぎりの生活を維持するには二万円は必要であるとされております。しかしながら、その二万円にも満たない労働者が二六・九%もいるのであります。四十年九月の調査によれば、新規保護世帯のうち三七%は働いてゐるものがある世帯であり、その大部分は、日雇ひ、家内労働者並びに小零細企業の労働者であります。こうして世界第三位の工業国といわれながら、国民一人当たりの所得は世界第二十一位という不均衡を現出しているのであります。

本来、最低賃金制は、社会発展の基礎ともいふべき生産に従事する労働者の労働の価値を正しく評価し、労働者が再び誇りと希望をもつて労働できるよう、その再生産に必要な生活をなし得るに足る賃金を国が保障する政策であり、国家の果たすべき最低の義務であります。

そこで、私はまず総理にお伺いしたいのであり

ますが、今日わが国労働者のかかる低賃金の現状をどう認識されておりますか。また、現行最低賃金法が施行されてから八年を経過しておりますけれども、なおこのようにその効果が発揮されていない理由はどこにあるのか。近年の賃金上昇は、最低賃金法の効果というよりも、経済の異常な成長による労働力の需給関係にその大きな要因があると考へるのではありませんが、総理の所見を伺いたないのであります。

質問の第二は、最低賃金制と社会保障についてであります。労働者の生活確保にとって、最低賃金制と社会保障は車の両輪であります。すなわち、最低賃金は労働者に対して賃金の面で少なくとも最低生活を保障しようとするものであります。しかし、それだけでは最低生活を維持できない現実にあります。労働者は常に、疾病、災害、失業、老齢などの事故、労働不能の脅威にさらされてゐるのであります。そこで、こうした所得の喪失に対する必要な保障のための社会保障の充実が叫ばれてゐるのであります。しかるに、政府は、国民皆年金、皆保険といながら、保険主義を強調して医療保険や失業保険を改悪し、社会保障の後退をはかりとじてゐることは、きわめて遺憾であります。かつて、総理の諮問機関である社会保障制度審議会は、わが国社会保障について、四十五年までに欧米諸国と肩を並べることができるよう全体のレベルを引き上げること、そして、そのための予算を確保することを勧告いたし

ております。政府は、いかなる計画をもつて憲法第二十五条の理念を実現しようとするのか。また、生活保護を本来のあるべき姿に戻すためには、有効な最低賃金制と家族手当制が必要であります。政府は児童手当制度をいつから実施しようとするのか。さらにまた、ILO百二号条約の批准についても、この際総理並びに厚生大臣に伺いたないのであります。

質問の第三は、最低賃金の決定基準についてであります。最低賃金制においてその金額をどう定めるかという問題は最も大切なことでもあります。現行法が、低賃金労働者の保護というよりは、むしろ初任給をめぐる中小企業相互の競争条件に一種の基準を設けるという経済政策的性格の強いものであることは、いふまでもないのであります。したがつて、その金額の決定も、法第三条で、一応、生活賃金、公正賃金、支払い能力の三原則によると規定してゐるのであります。生計費の定義が明らかにされず、業者間協定方式ということで、いわゆる支払い能力に重点が置かれ、労働者の生活保障が忘れられてゐるのであります。かつてアメリカの産業復興法制定にあつて、ルーズベルトは、「労働者に生活賃金よりも低く支払ふことによって存在を続けている企業は、この国では存続する権利を持たない。生活賃金とは最低生存水準以上のものを意味している。それは正しいを保てる生活水準の意味である」と言つております。また、労働基準法第一条には、「労働条件は、

労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」と規定されております。政府は、最低賃金額の目安をいかなる基準で算定したのか、その算出根拠を明らかにしていただきたいのであります。また、それは法定金額と同じ性格を持つものではございませんか。この際、生活賃金の概念等につきましても労働大臣にお伺いしたいのであります。

質問の第四は、ILO条約との関係についてであります。現行法制定に際し、当時の政府は、業者間協定方式が条約に違反しないとして、すみやかに批准することを約束されたのであります。しかるに、昨年二月、政府は中央最低賃金審議会に對し、最低賃金法がILO二十六号条約に適合するよう答申をいただきたい、と依頼したのであります。このことは、現行法が条約に違反していることを認めたものであり、当時の政府は、明らかに国民をだまして法律を制定したことになると思ふのであります。政府はいつ条約に適合しないといふことがわかったのでございましょうか。その政治的責任はまことに大きいと考えるのであります。また、今回の改正案は条約に適合すると考えているのでしょうか。もしそうだとすれば、それは再び国民を愚弄するものであります。

の条件に於て、該制度の運用に之を参与せしむべし」と規定し、さらにまた、同時に採択されました三十号勸告では、よりこの点を具体的に述べております。すなわち、「決定せらるべき賃金率の權威を一層大ならしむる為には、關係ある使用者及び労働者が員数又は投票力を等しくする代表者を通じて共同して賃金決定機関の審議及び決定に直接参加すること」、また、「一ないし二名以上の中立者を包含する必要があるが、これは労使同数に分かれた場合に決定に到達することを助ける任務を持つものであり、選任にあつては、労使の代表者の同意を得て、またはこれと協議の上で定めるべきである」と述べているのであります。しかるに、わが国における多くの審議会が、中立あるいは公益委員の名のもとに政府の任命による委員が最終的な決定権を持つていよう、この法第十六条による最低賃金審議会もこの例外たり得ないのであります。したがつて、私は、改正案もお条約に違反するものと思ふのであります。労働大臣の見解をいただきたいのであります。また、違反でないとするならば、なぜ今国会に批准案の提案をしないのか、また、いつ、しようとするのか、あわせてお伺いしたいのであります。

賃金の低いことにその要因があります。最低賃金が有効な実施を確保されるには、関連家内労働がそれ以下の工賃で供給されることを規制しなければなりません。今日、都市の内職的労働、農村の副業的家内労働は特に賃金が低く、政府の調査によつても、全国平均一時間当たり二十六円弱となつていふのであります。これは労働力供給が多いといふこともございしますが、何ら規制が行なわれず放置をされているところに、このような低賃金を可能にしているのであります。しかも、これから労働者は、労働保護法の恩恵の外にあつて、きつめて悪い作業環境の中で働いているのであります。かかる労働者こそ最低賃金制を最も必要といたしているのであります。政府は、現行法に基づく最低賃金法をもきめようとせず、単に標準工賃の設定と家内労働手帳の実施でお茶をにごしてゐるのであります。しかも、その行政措置の指導を受けてゐる者はわずかに十万人余りでありま

ねてより、わが国経済の二重構造によつてもたらされる企業格差や賃金格差、さらには地域間の格差を是正するには、全国一律の最低賃金の実施こそ不可欠の要件であると主張してまいりました。労働者の最低生活は、いかなる条件下にあらうとも平等であるべきだとして、その実現を求めてきたのであります。そして、かつての大橋労働大臣はその意義を認め、「ある程度の地域的な例外を認めるならば全国一律制も無理ではないと思ふ。したがつて、四十年末からの通常国会に提出することも考へる」との公式の言明をし、それを受け継いだ石田元労働大臣も同様の意思を表明したのであります。しかしながら、このたびの改正は、九条、十条などの業者間協定を削除しているにすぎないのであります。全国一律制実施に対する両大臣の言明は、当然、同じ自民党内閣として、今日なお、政府の責任において引き継がれていふのであります。総理並びに労働大臣のお答えをいただきたいのであります。

さらに、この政府の労働者に対する裏切り行為に反省を求めるといふことで、総評の代表者は、昨年三月以降、中央最低賃金審議会に参加をしていないのであります。そして、その参加をしていない中で答申をきめ、今回の改正案となつたのであります。このことは、最低賃金制度の運用にあつては労使の対等の原則をうたつてゐるILO条約の規定に照らしても、不当な行為と言わざるを得ないのであります。政府は、労働者代表の参

加を求めるために、本改正案を撤回し、あらためて審議会の意見を聞くべきであると思ひます。労働大臣は、労働者代表の復帰を期待するいかなる方策を持つておるか、伺いたいのであります。

最後に、最低賃金の決定方式と、その機関についてであります。今回の改正案は、今後は第十六条の最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金方式によって運用をはかつていくというものであります。しかしながら、その発議権は、あくまでも労働大臣及び地方労働基準局長にあり、最も必要とされる労働者にはその権限がないのであります。労働者が、みずからの生活と労働条件を守るために決定するべき最低賃金に対して、みずからその改正を要求する権限がないということは、それはまさに、審議会という名を借りた業者間協定方式の再現であると断ぜざるを得ないのであります。

いわんや、現行法が実施されて以来八年になりますが、業者間協定方式を含めて、その適用労働者はわずかに五百五十万人にすぎません。一千三百万人に及ぶ中小企業労働者の大部分は、業者間協定方式によっても適用困難な労働者であり、労働組合すら結成できず、劣悪な労働条件のまま放置されているのであります。したがって、決定に対して異議を申し立てることができるとあつても、これら未組織労働者は、一体いかなる手段と方法によって、その発言の場を確保されるのでありましょうか。これら低賃金政策のもとで呻吟し

ている労働者を救済するためには、全国一律の方式以外にないものであります。そうして、その決定機関は、行政委員会の性格を持ち、全国的な労使の代表者による対等な立場での交渉を経て決定することが、ILO条約にも適合する本来の最低賃金制度であり、そのことがまた、国の中小企業に対する助成、育成政策を促し、いたずらに労使関係を紛糾させることなく、国民経済の健全な発展につながる道であると信ずるのであります。

政府は、労働者の最低生活を保障する制度本来の目的を達成するために、この際、法の抜本的な改正を行ない、今日の最低賃金行政の混乱を收拾し、もって正常な労使関係を樹立することが、行政府の当然の措置と思うのであります。総理並びに労働大臣の見解をただしめて、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。

昭和三十年代は経済の高度成長、その結果、国民の生活も向上をいたしました。同時に賃金も相当の改善を見た、かように私は確信しております。ことに、三十四年に最低賃金法ができて以来、今日までの経過を見ますと、大体賃金は倍程度になっておる、かように思います。もちろん、これをもって満足すべき状況と、かように私は申すのではありません。たいへん著しい改善が行なわれたということを申し上げたいからこれを言うのでございます。また、その他の労働条件

等につきましても、最低賃金法が施行されてまいりたいへんな改善を見た、かように思います。これらは特に恵まれなかつた中小企業の労働者五百五十万、あるいは、また、若年労働者等がたいへん私は恵まれて改善されて、いわゆる格差縮小の方向をたどつた、かように思います。したがって、今日までの状況におきましては、なお満足ができないという御批判もおありだと思ひます。しかし、今日までたどつてきたその方向は、まず成功ではないかと思ひます。したがって、この方向でさらに内容を整備していくように、この上とも、つとめたいと思ひます。その際に、ただいま御指摘になりました各種社会保障制度の問題もござります。私は、かねてから社会開発を口にしておりました。また、政治の方向として、この社会開発の点から、社会保障制度の体系の整備、ただいまおあげになりました各種手当などをつくれ

と、今日までそういう点には触れておりませんから、そういう体系も整備しますし、また、その中身も整備していくように一そう努力するつもりでござります。そこで、ILO百二号の問題でござりますが、これは私が申し上げるまでもなく、柳岡君すでに御承知のように、今日までいわれておる九制度のうち、わが国でまず合格だと思えるものは、ただいまの状況では残念ながらまだ二つでござります。そういう状態のもとでこの批准に取りかかる

ということは、これは問題だと思ひますので、批准はできませんので、さらに第三の点でどういう方向の努力をするか、これを一そう検討したいと、かように思つております。

そこで、次は、二十六号条約の批准をいつするか、こういう問題であります。これは私が申し上げるまでもなく、現行法、これは最低賃金法ではいろいろ議論がありまして、ただいま御指摘になつたとおりであります。政府自身は、この現行法でも二十六号はつばに批准できると、かように考えましたが、しかし、議論のあることだけは、これはもう確かでございますから、そういう現実に向ひて、その状態のもとで二十六号の批准に取りかかることは、これは政府としても軽率だといわれ、そこでこれは慎んでまいりました。しかし、今回の改善にあたりましては、この議論の中心であります業者間協定というような問題は今回はないのでありますから、今度は私は積極的に、ただいまはまだこれらは批准はできないというような御意見でござりますけれども、私は今度には可能なのではないかと思ひますので、まず、この法律改正案が通りました上で、ひとついまの批准問題と取り組みたい、かように思つております。そうしてその際に、大橋君や石田君、元労働の言を引つぱつてこられて、そうして全国一律の最低賃金をやらなければだめじゃないかという、ただいまのおしかりを受けたのであります。私は、必ずしも大橋君や石田君がさように申したと

は申しません。ただいま柳岡君のおことばにも、例外を除いてというようにお話がございますが、これはやはり大橋君が、一つの型、あるいは一つの理想の型とか、こういうような意味で大橋君は述べたのではないかと思います。しかし、今回の改正案は、すでに御承知のように、中央最低賃金審議会、この審議会が答申をいたしまして、そうしてその答申をいたします際に、いまの段階における最低賃金のあり方、こういうことでただいま答申をしておるのであります。これはもう多分に経済の現段階を考えた結果だと思ひます。その結果がいまの大橋君や石田君の考えとは違つて、その改正を提案しておるような答申を得たのであります。私も、その答申を尊重して、ただいま御審議をいたしておるわけでございます。これらの点も十分御了承賜りたい、かようにお願いしたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣早川崇君登壇、拍手〕

○国務大臣(早川崇君) 第一の御質問は、最低賃金の決定基準についてお尋ねでございます。この最低賃金の決定基準すなわち生計費の考へ方は、その地域産業における労働者が生活に要している費用を、総理府統計局の家計調査、消費者物価、また人事院あるいは人事委員会の標準生計費等を参考にいたしまして、この決定基準をつくつておる次第でございますが、また、法定の賃金と申しますか、いわゆる目安について、そのまゝそれが一律に機械的に適用されておるのではな

いかという御質問でございますが、実際に、最低賃金の決定は、この目安とあり決定されておるのではございません。高いものは、目安では五百円のもの、東京あたりでは六百円をこえる最低賃金もございしますが、あくまでもそういう目安をもとにして、実情に応じてきめておるというのが現状でございます。

二番目の、ILO二十六号条約問題は、総理からお答えされましたとおりでありまして、今回の法改正がなされますと、業者間協定が二年間なくなりまして、そうしますと、ILO二十六号条約の批准をでき得る国内体制がき上がるわけでございまして、一切の支障がなくなるものと考えておるのであります。

第三番目の、家内労働の問題につきまして御質問がございました。率直に申しまして、一時間二十六円というようになことに低い低賃金の家内労働も多数存在をいたしておるわけでございます。われわれといたしましては、最低賃金の決定以前の問題として非常に重視をいたしまして、長沼弘毅さんを会長といたしまして家内労働審議会を設けました。これが昭和四十四年三月末までとなつておりますのを、家内労働の労働者の地位向上の重要性にかんがみまして、一年この答申を繰り上げさしまして、目下家内労働につきましても法改正につきましても諮問をいたしておる次第でございます。いずれ来年の三月末までには答申が出ますので、次の来年の通常国会までにはこの問題につ

きます法案ができると考えておる次第でございます。

四番目の、全国一律、全産業一律方式というものについての御質問でございますが、これはあくまでも一つの最低賃金の方式でございます。世界におきましても、しかしながら、それぞれ地域差、あるいは職業、業種差等を考慮いたしまして、先進諸国ではまだこの全産業、全地域一律方式はとられておりません。ただ、フィリピンと沖縄でそういう方式がとられておるのにすぎないのでございます。したがって、今後の最低賃金制度の審議にあたりましては、一つの考え方として十分検討してまいりたいと思つております。

これに関連いたしまして、この最低賃金審議会に総評の方が欠席された、これを復帰させる意思があるかどうか、こういう御質問でございます。労働大臣といたしましては、有沢会長を通じまして、再三総評委員の方々の御参加を願つたわけでございます。全国一律、全産業一律方式をその場で大いにひとつ主張してもらいたい、こう再三お願いをしたのでございますが、最終的に欠席されましたことは残念でございます。同盟と中立の労働組合の方々が入りまして、満場一致で最大公約数の答申が、今回御提案しておる法案となつて、答申されたわけでございますが、しかし、この審議会はこれで打ち切るわけじゃないのであります。今後、全国一律がいかに地域別がい

でそういう根本的な制度問題は引き続き検討するということになっておりますから、引き続き総評委員の方の御参加も努力をしてまいる所存でございます。

最後に、今回の改正は、政府並びに労働大臣並びに基準局長が発議する、労働者側委員が発議権がないではないか、こうなるとILO二十六号条約に合わないのではないかという御質問でございますが、ILO二十六号条約は、その運用というものはすべてその国の国内法にゆだねておりまして、ただ労使同等の教でこの運用に参加するところがILO二十六号条約の規定するところでございます。そういう意味では今回の改正案は大きく前進をいたしております。業者間協定を廃止し、また労使とも審議会に同数で同条件で参加することができましますし、基準局長、労働大臣の最賃決定に対して、労使とも不服があれば、異議を申し出ることができ、こういうことになつておりますから、ILO二十六号条約によるこの体制は、これによってき上がつていゝものと考えております。労働者側委員も決して審議会の運用から除外されていゝのではない、むしろ平等な立場で、労使同数の条件で参加できるようになつていゝことを御了承賜りたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○国務大臣(坊秀男君) 社会保障等の問題につきましては、すでに総理からお答えがございました

昭和四十二年六月二十八日 参議院會議録第二十号 國際法定計量機關を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件外一件

が、私からも補足的にお答えを申し上げます。

社会保障につきましては、従来から社会開発推進のための重要な柱として、その整備拡充につとめてまいりましたところでございますが、今般の経済社会発展計画においても示しているように、今後、医療保障部門の総合的な調整、所得保障部門の拡充強化、その他、保健衛生、社会福祉、児童福祉の分野における社会経済発展に即応する制度の整備等、その体系整備を進めることによりまして、西欧諸国の水準に接近させる方向で、全般的な水準の引き上げをはかってまいりたいと考えております。

次に、ILO百二号条約でございますが、これにつきましては、社会保障九部門のうち、ほぼ問題なく基準に適合すると思われるものは、疾病給付と失業給付の二つの部門であるというところは、総理からも申し上げたとおりでございますが、老齢給付、業務災害給付及び廃疾給付の三部門につきましては、実際に批准し得る状態にあるかどうか、条約の解釈になお疑義が残されております。また他の四部門については、残念ながら基準には適合いたしていない状態にございます。したがって、最低三部門の適合を条件とする本条約の批准につきましては、なお、各部門ごとに細部について慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、児童手当でございますが、厚生省いたしましたし、できるだけ早期に児童手当制度を実現させるよう、この制度の体系、構想について、目下、鋭意検討中でございます。

以上でございます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

求めるの件。

日程第五、千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件。

(いずれも衆議院送付)

以上兩件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長赤間文三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

國際法定計量機關を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月十三日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

國際法定計量機關を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

國際法定計量機關を設立する条約の改正の受諾について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

國際法定計量機關を設立する条約の改正

第四条2中「及び委員会の委員を選挙し、又は委員会の委員の選挙を承認すること」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条

委員会は、機關の各加盟国の一人の代表者からなる。

これらの代表者は、それらの者が属する国の政

府により指名される。

これらの代表者は、計量器關係機關の現職の公務員又は法定計量の分野において現に公職にある者でなければならぬ。

これらの代表者は、この要件を満たさなくなつたときは、直ちに委員会の委員でなくなり、關係政府は、その後任者を指名しなければならぬ。

これらの代表者は、その経験、助言及び活動により委員会に利益をもたらすが、自國政府及び自己の所屬機關を拘束しない。

委員は、會議の会合に出席し、かつ、発言する權利を有する。委員は、その者が属する国の政府の會議における代表者の一人となることができ

委員は、協力を得ることが有益であると認めらる者を委員会の会合に招請し、かつ、発言させることができる。

第十七条第二項中「選任され、又は選挙された」を「指名された」に改める。

第十七条第五項ただし書中「選任され、又は選挙された」を「指名された」に改める。

第二十一条第五項を削る。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結につ

いて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月十三日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書

下名の政府は、

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正することが望ましいと考えて、次のとおり協定した。

第一章 条約の改正

第一条

(a) 条約第一條において、

(2) この条約において「國際運送」とは、当事者間の約定によれば、運送の中断又は積替えがあるかどうかを問わず、出発地及び到達地が二の締約国の領域にある運送又は出発地及び到達地が単一の締約国の領域にあり、かつ、予定寄航地が他の国(この条約の締約国であるかどうかを問わない)の領域にある運送をいう。単一の締約国の領域の二地点間の運送

で前記の予定寄航地がないものは、この条約において国際運送と認めない。

(3)を削り、次の規定を置く。

(b) 二以上の運送人が相次いで行なう航空運送は、当事者が単一の取扱いと見たときは、単一の契約の形式による一連の契約の形式によるものとみなす。この条約の適用上、不可分の運送を構成するものとみなす。その運送は、単一の契約又は一連の契約が同一の国の領域ですべて履行されるものであるという事実によつては、その国際的性質を失うものではない。

第二条

条約第二条(2)を削り、次の規定を置く。

(2) この条約は、郵便物及び小包郵便物の運送には適用しない。

第三条

条約第三条において、

(1)を削り、次の規定を置く。

(1) 旅客運送においては、次の事項を記載した旅客切符を交付しなければならない。

(a) 出発地及び到達地

(b) 出発地及び到達地が同一の締約国の領域にあり、かつ、一又は二以上の予定寄航地が他の国の領域にあるときは、それらの予定寄航地の一

(c) 旅客が出国以外の国に最終到達地又は寄航地を有する旅行を行なうときは、その旅客の運送は、死亡又は身体障害及び手荷物の滅失又は毀損の場合における運送人の責任を通常制限するワルソー条約の適用を受けることがある旨の注意書

(2)を削り、次の規定を置く。

(2) 旅客切符は、反証がない限り、運送契約の締結及び条件に關し、証明力を有する。旅客切符の不備又は滅失は、運送契約の存在又は効力に影響を及ぼすものではなく、運送契約は、この条約の規定

の適用を受けるものとする。ただし、運送人の同意の下に旅客が旅客切符の交付を受けずに乗り込んだとき、又は旅客切符に(1)(c)に定める注意書の記載がないときは、運送人は、第二十二條の規定を援用する権利を有しない。

第四条

条約第四条において、

(1)、(2)及び(3)を削り、次の規定を置く。

(1) 託送手荷物の運送においては、手荷物切符を交付しなければならない。手荷物切符が第三條(1)の規定に適合する旅客切符と結合しておらず、又は一体となつていない場合には、その手荷物切符に次の事項を記載しなければならない。

(a) 出発地及び到達地

(b) 出発地及び到達地が同一の締約国の領域にあり、かつ、一又は二以上の予定寄航地が他の国の領域にあるときは、それらの予定寄航地の一

(c) 運送が出国以外の国に最終到達地又は寄航地を有するときは、その運送は、手荷物の滅失又は毀損の場合における運送人の責任を通常制限するワルソー条約の適用を受けることがある旨の注意書

(4)を削り、次の規定を置く。

(2) 手荷物切符は、反証がない限り、手荷物の登録及び運送契約の条件に關し、証明力を有する。手荷物切符の不備又は滅失は、運送契約の存在又は効力に影響を及ぼすものではなく、運送契約は、この条約の規定の適用を受けるものとする。ただし、手荷物切符が交付されることなく運送人が手荷物を引き受けたとき、又は手荷物切符が第三條(1)(c)の規定に適合する旅客切符と結合しておらず、若しくは一体となつていない場合においてその手荷物切符にこの条約(1)(c)に定める注意書の記載がないときは、運

送人は、第二十二條(2)の規定を援用する権利を有しない。

第五条

条約第六条(3)を削り、次の規定を置く。

(3) 運送人の署名は、貨物を航空機に積み込む前に行なうものとする。

第六条

条約第八条の規定を削り、次の規定を置く。

航空運送状には、次の事項を記載しなければならない。

(a) 出発地及び到達地

(b) 出発地及び到達地が同一の締約国の領域にあり、かつ、一又は二以上の予定寄航地が他の国の領域にあるときは、それらの予定寄航地の一

(c) 運送が出国以外の国に最終到達地又は寄航地を有するときは、その運送は、貨物の滅失又は毀損の場合における運送人の責任を通常制限するワルソー条約の適用を受けることがある旨の荷送人に対する注意書

第七条

条約第九条の規定を削り、次の規定を置く。

運送人の同意の下に貨物が航空運送状なしで航空機に積み込まれたとき、又は航空運送状に第八條(2)に定める注意書の記載がないときは、運送人は、第二十二條(2)の規定を援用する権利を有しない。

第八条

条約第十条(2)を削り、次の規定を置く。

(2) 荷送人は、前記の明細及び申告の不備、不正確又は不完全に起因する運送人の損害又は運送人が責任を負う他の者の損害につき責任を負う。

第九条

条約第十五條に次の規定を加える。

(3) この条約のいかなる規定も、流通性のある航空運送状の作成を妨げるものではない。

第十条

条約第二十條(2)を削る。

第十一條

条約第二十二條を削り、次の規定を置く。

第二十二條

(1) 旅客運送においては、各旅客についての運送人の責任は、二十五万フランの額を限度とする。訴えが係属する裁判所の属する国の法律に従い損害賠償を賦金の方法ですることに定めることができるときは、賦金の元本は、前記の限度をこえてはならない。ただし、旅客は、運送人との特約により、さらに高額の責任の限度を定めることができる。

(2)(a) 託送手荷物及び貨物の運送においては、運送人の責任は、一キログラムについて二百五十フランの額を限度とする。ただし、荷送人が荷を運送人に交付する際に引渡し

の時の価額を特に申告し、かつ、必要とされる増料金を支払つた場合は、この限りでない。この場合には、運送人は、申告された価額が引渡しの時における荷送人にとつての実際の価値をこえることを証明しない限り、申告された価額を限度とする額を支払わなければならない。

(b) 託送手荷物若しくは貨物の一部又はそれらの内容となつてゐる物品の滅失、毀損又は延着の場合には、運送人の責任の限度を決定するにあたり、当該荷物の総重量のみを考慮するものとする。もつとも、託送手荷物若しくは貨物の一部又はそれらの内容となつてゐる物品の滅失、毀損又は延着が同一の手荷物切符又は航空運送状に記載されている他の荷物の価値を害するときは、責任の限度を決定するにあたり、それらの他の荷物の総重量をも考慮するものとする。

(3) 旅客が保管する物品については、運送人の責任は、旅客一人について五千フランの額を限度とする。

(4) この条に定める責任の限度は、裁判所が、

その国の法令に従い、原告が支出した訴訟費用その他の経費の全部又は一部に相当する額をさらに裁定する権能を奪うものではない。この規定は、裁定された損害賠償の額(訴訟費用その他の経費を含む)が、損害を生じさせた事故の日から六箇月の期間内に又は訴えの提起がそれよりおそいときは訴えが提起される前に運送人が原告に対して書面により申し出た額をこえないときは、適用されない。

(5) この条にフランで表示する額は、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムからなる通貨単位によるものとする。それらの額は、各国の通貨の端数のない額に換算することができる。金貨以外の各国の通貨へのそれらの額の換算は、訴訟の場合には、判決の日における当該通貨の金による価値に従つて行なうものとする。

第十二条

条約第二十三条において、現行の規定を(1)とし、次の(2)を加える。

(2) (1)の規定は、運送される貨物の性質又は固有の欠陥から生じた滅失又は損害に関する約款には適用しない。

第十三条

条約第二十五条(1)及び(2)を削り、次の規定を置く。

第二十二條に定める責任の限度は、損害が、損害を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損害を生ずるおそれがあることを認識して行なつた運送人又はその使用人の作爲又は不作爲から生じたことが証明されたときは、適用されない。もつとも、使用人の作爲又は不作爲の場合には、さらに、その者が自己の職務を遂行中であつたことが証明されなければならない。

第十四条

条約第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条のA

(1) この条約に定める損害につき運送人の使用

人に対して訴えが提起された場合において、その使用人が自己の職務を遂行中であつたことを証明したときは、その使用人は、第二十二條の規定により当該運送人が援用することができる責任の限度を援用することができ

(2) 前記の場合において運送人及びその使用人から受けることができる賠償の総額は、前記の責任の限度をこえてはならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、損害が、損害を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損害を生ずるおそれがあることを認識して行なつた使用人の作爲又は不作爲から生じたことが証明されたときは、適用されない。

第十五条

条約第二十六条(2)を削り、次の規定を置く。

(2) 毀損があつた場合には、荷受人は、毀損の発見の後直ちに、おそくとも、手荷物についてはその受取の日から七日以内に、貨物についてはその受取の日から十四日以内に、運送人に対し異議を述べなければならない。延着の場合には、異議は、荷受人が手荷物又は貨物を処分することができた日から二十一日以内に述べなければならない。

第十六条

条約第三十四条の規定を削り、次の規定を置く。

第三条から第九条までの運送証券に関する規定は、航空事業の通常の業務の範囲外において例外的な事情の下で行なわれる運送には適用しない。

第十七条

条約第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条のA

(1) 第三十七條(2)及び第四十條(1)において「締約国」とは、「国」をいう。その他のすべての場合には、「締約国」とは、条約の批准又は条約への加入が効力を生じており、かつ、その

廢棄が効力を生じていない国をいう。
(2) 条約の適用上、「領域」とは、国の本土地域のみでなく、その国が対外關係について責任を有するすべての領域をいう。

第二章 改正された条約の適用範囲

第十八条

この議定書により改正された条約は、条約第一条に定める國際運送に適用する。ただし、出発地及び到達地が、この議定書の二の当事国の領域にあるか、又はこの議定書の単一の当事国の領域にありかつ予定寄航地が他の国の領域にあることを条件とする。

第三章 最終規定

第十九条

条約及びこの議定書は、この議定書の当事国間において、単一の文書とみなして解釈するものとし、「千九百五十五年にヘーグで改正されたワルソー条約」と称するものとする。

第二十条

この議定書は、第二十二條1の規定に従つて効力を生ずる日まで、その日までに条約を批准し又はこれに加入しているすべての国及びこの議定書が採択された會議に参加したすべての国による署名のため開放しておく。

第二十一条

1 この議定書は、署名国によつて批准されなければならない。

2 条約の当事国でない国によるこの議定書の批准は、この議定書により改正された条約への加入の効果を有する。

3 批准書は、ポーランド人民共和國政府に寄託するものとする。

第二十二条

1 この議定書は、三十の署名国の批准書が寄託されたときは、三十番目の批准書が寄託された日の後九十日目にそれらの国の間で効力を生ずる。その後この議定書を批准する各国については、この議定書は、その批准書の寄託の日の

後九十日目に効力を生ずる。
2 この議定書は、効力を生じたときは、ポーランド人民共和國政府により直ちに國際運合に登録されるものとする。

第二十三条

1 この議定書は、効力を生じた後は、すべての非署名国による加入のため開放しておく。

2 条約の当事国でない国によるこの議定書への加入は、この議定書により改正された条約への加入の効果を有する。

3 加入は、ポーランド人民共和國政府への加入書の寄託により行なうものとし、寄託の日の後九十日目に効力を生ずる。

第二十四条

1 この議定書のいづれの当事国も、ポーランド人民共和國政府に於て通告によりこの議定書を廢棄することができる。

2 廢棄は、ポーランド人民共和國政府が廢棄通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

3 この議定書のいづれかの当事国が条約第三十九條の規定に従つて行なう条約の廢棄は、この議定書の当事国間においては、この議定書により改正された条約の廢棄と解してはならない。

第二十五条

1 この議定書は、この議定書の当事国が對外國關係について責任を有するすべての領域に適用する。もつとも、2の規定に従つて宣言が行なわれた領域については、この限りでない。

2 いずれの国も、批准書又は加入書の寄託の時に、自国によるこの議定書の受諾が、自国が對外國關係について責任を有する一又は二以上の領域に及ばないことを宣言することができる。

3 いずれの国も、その後、ポーランド人民共和國政府に於て通告により、この議定書を2の規定による宣言の対象となつた一又は二以上の領域に適用することができ。その通告は、同政府がそれを受領した日の後九十日目に効力を生ずる。

4 この議定書のいずれの当事国も、第二十四条
1の規定に従い、自国が対外関係について責任
を有するすべての又はいずれかの領域につき、
個別的にこの議定書を廃棄することができる。

第二十六条

この議定書には、いかなる留保も認めない。も
つとも、いずれの国も、ポーランド人民共和國政
府に於てた通告により、いつでも、この議定書に
より改正された条約を、自国で登録されかつ全積
載能力が自国の軍当局により又は同当局のために
保留されている航空機による同当局のための旅
客、貨物及び手荷物の運送に適用しないことを宣
言することができる。

第二十七条

ポーランド人民共和國政府は、条約又はこの議
定書のすべての署名国政府、条約又はこの議定書
のすべての当事国政府及び国際民間航空機関又は
国際連合のすべての加盟国政府に対し、並びに国
際民間航空機関に対し、次の事項を直ちに通告す
るものとする。

- (a) この議定書への署名及びその署名の日
- (b) この議定書の批准書又は加入書の寄託及び
その寄託の日
- (c) この議定書が第二十二條1の規定に従つて
効力を生ずる日
- (d) 廢棄通告の受領及びその受領の日
- (e) 第二十五條の規定に基づいて行なわれた宣
言又は通告の受領及びその受領の日
- (f) 前條の規定に基づいて行なわれた通告の受
領及びその受領の日

以上の証拠として、下名の全權委員は、正当に
委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十五年九月二十八日にヘーグで、フラ
ンス語、英語及びスペイン語により真正な三本文
を作成した。それらに相違がある場合には、条約
が作成された言語であるフランス語の本文による

ものとする。

この議定書は、ポーランド人民共和國政府に寄
託されるものとし、第二十條の規定に従いそこに
署名のため開放しておく。同政府は、条約又はこ
の議定書のすべての署名国政府、条約又はこの議
定書のすべての当事国政府及び国際民間航空機関
又は国際連合のすべての加盟国政府に対し、並び
に国際民間航空機関に対し、この議定書の認証
本を送付するものとする。

ドイツ連邦共和国

ドクトル オットー・リーゼ

千九百五十五年九月二十八日

ゲルト・リンク

千九百五十五年九月二十八日

ドクトル J・ヒューベナー

千九百五十五年九月二十八日

ベルギー

ルネ・ゴルシュタイン

千九百五十五年九月二十八日

ブラジル

トラジャノ・フルタド・レイス

千九百五十五年九月二十八日

クラウディオ・ガンス

千九百五十五年九月二十八日

エジプト

ディアアッディーン・サーリフ

千九百五十五年九月二十八日

フランス

J・P・ガルニエ

千九百五十五年九月二十八日

アンドレ・ガルノ

千九百五十五年九月二十八日

ギリシャ

N・アニサス

千九百五十五年九月二十八日

コンスタンティン・C・ハジディムラス

千九百五十五年九月二十八日

ハンガリー人民共和國

V・ザルカ

千九百五十五年九月二十八日

アイルランド

テイモシー・J・オドリスコル

千九百五十五年九月二十八日

イスラエル

政府の承認を条件として

I・J・ミンツ

千九百五十五年九月二十八日

D・パール・ネス

千九百五十五年九月二十八日

イタリア

アントニオ・アンブロジーニ

千九百五十五年九月二十八日

P・サヴァン

千九百五十五年九月二十八日

ブルゼイ

千九百五十五年九月二十八日

リヒテンシュタイン

フレデリック・シェーラー

千九百五十五年九月二十八日

ルクセンブルグ

ヴァイクトル・ボドゾン

千九百五十五年九月二十八日

ピエール・アメー

千九百五十五年九月二十八日

メキシコ

エンリーケ・M・ロアエサ

千九百五十五年九月二十八日

アントニオ・フランコス・リガルト

千九百五十五年九月二十八日

ノールウェー

エドヴァイン・アルテン

千九百五十五年九月二十八日

オランダ

フットハイス

千九百五十五年九月二十八日

フィリピン

シメオン・ロハス

千九百五十五年九月二十八日

ダニエル・ゴメス

千九百五十五年九月二十八日

ポーランド人民共和國

T・フィンジンスキ

千九百五十五年九月二十八日

K・ビエルジンスキー

千九百五十五年九月二十八日

ミノルスキー

千九百五十五年九月二十八日

ポルトガル

フェルナンド・クアルティン・デ・オリ

千九百五十五年九月二十八日

ヴェーラ・バストス

千九百五十五年九月二十八日

ルーマニア人民共和國

M・コチュ

千九百五十五年九月二十八日

L・パドゥレスキ

千九百五十五年九月二十八日

サルヴァドル

ペドロ・アベラルド・デルガード

千九百五十五年九月二十八日

マウリシオ・ラモス・ラミレス

千九百五十五年九月二十八日

フランシスコ・バラガ・オロス

千九百五十五年九月二十八日

スウェーデン

カール・シーデンブラッド

千九百五十五年九月二十八日

スイス

フリッツ・シュタルダー

千九百五十五年九月二十八日

チェコスロヴァキア共和国

F・ノヴァク

千九百五十五年九月二十八日

V・パウエル

昭和四十二年六月二十八日 参議院會議録第二十号 國際法定計量機關を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件外一件 地方交付税法の一部を改正する法律案外一件 六〇六

千九百五十五年九月二十八日 ソヴィエト社会主義共和国連邦 V・ダニリチエフ 千九百五十五年九月二十八日 ヴェネズエラ ルイス・M・チャファルデット・ウルビーナ 千九百五十五年九月二十八日 ラモン・カルモーナ 千九百五十五年九月二十八日 V・J・デラスシオ 千九百五十五年九月二十八日 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 A・N・ノール 千九百五十六年三月二十三日 日本國のために 岡本季正 千九百五十六年五月二日 アメリカ合衆國 ジョセフ・E・ジャコブス 千九百五十六年六月二十八日 オーストラリア A・N・ノール 千九百五十六年七月十二日 カナダ ジャン・ルイ・ドリル 千九百五十六年八月十六日 デンマーク J・レッケンドルフ 千九百五十七年三月十六日 ドイツ民主共和国 ヨーゼフ・ヘーゲン	千九百五十七年十二月十一日 ニュー・ジブラント E・A・バーソッド 千九百五十八年三月十九日 ユーゴスラヴィア連邦人民共和國 R・デゴングエ 千九百五十八年十二月三日 ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和國 P・A・アブラジモフ 千九百六十年一月十五日 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和國 P・A・アブラジモフ 千九百六十年四月九日 パキスタン サルモン・A・アリ 千九百六十年八月八日 マリ共和国 ムッサ・メイガ 千九百六十二年八月十六日 アイスランド ハラルダー・グドムンソン 千九百六十二年五月三日 モロッコ アブデルラヒム・ハルケット 千九百六十二年五月三十一日	について申し上げます。 この条約は、はかりの構造、誤差等、計量器類の使用に伴つて生ずる、技術上、行政上の諸問題を、國際間で統一に解決するための機關の設立を定めたものでありますが、本件改正は、この機關の業務を一そう効果的に進行するようにするため、執行機關である國際法定計量委員會を、全加盟國の代表で構成するように改めるものであります。 次に、國際航空運送についてのある規則の統一に関する条約の改正議定書について申し上げます。 この条約は、國際航空運送における運送人の責任及び運送証券を國際間で統一に規律することを目的とするものでありますが、本件改正議定書は、近年の航空運送事業の飛躍的な発展に伴い、國際航空旅客運送における運送人の責任限度額を、従来の約三百萬円から約六百萬円に引き上げるほか、運送証券に関する規定を整備する等の改正を行つたものであります。 委員会におきましては、両件につき熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。 六月二十七日、討論、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。 以上御報告申し上げます。(拍手) ○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。 両件全部を問題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
	〔賛成者起立〕 ○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両件は全会一致をもつて承認することに決しました。 ○副議長(河野謙三君) 日程第六、地方交付税法の一部を改正する法律案。 日程第七、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案。 (いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。 〔異議なしと稱する者あり〕 ○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員會理事林田悠紀夫君。 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕 地方交付税法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。 昭和四十二年六月八日 衆議院議長 石井光次郎 参議院議長 重宗 雄三殿 地方交付税法の一部を改正する法律案	

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の道府県の項中

1	道路費	道路の面積	1	道路橋りようの面積
2	橋りよう費	道路の延長	2	道路の延長
3	橋りようの面積	橋りようの面積	3	道路の延長
4	木橋の延長	木橋の延長	4	道路の延長

河川費

を

に

4 港湾費

を

3 港湾費

5 その他の
土木費

人口
面積
海岸保全施
設の延長

を

4 その他の
土木費

人口
面積
海岸保全施
設の延長

に改め、同表の市町村の項中

に改め、同表の市町村の項中

1 道路費

道路の面積
道路の延長
橋りようの面積
橋りようの延長
木橋の延長

を

1 道路橋りようの面積

道路の延長

に

3 港湾費

を

2 港湾費

を

1 道路橋りようの面積

道路の延長

に

3 港湾費

を

2 港湾費

4 都市計画費
都市計画区域における人口
土地区画整理事業の施行地
区

を

3 都市計画費
都市計画区域における人口
土地区画整理事業の施行地
区

に

4 下水道費

人口集中地区人口

に

改める。

第十二条第二項の表中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、第十三号を第十一号とし、同号の次に次のように加え、第十四号を第十三号とし、第十五号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げる。

十二 人口集中地区人口

最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口集中地区人口

第十三条第四項第三号ハを次のように改める。

ハ 投資的経費で自治省令で定めるものに係るものにあつては、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該投資的経費を必要とする度合について、自治省令で定める指標により測定した自治省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値を除して算定する。

昭和四十二年六月二十八日 参議院會議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案外一件

第十三条第五項の表の道府県の項中

1	道路費	道路の面積	1	道路橋りようの面積
2	橋りよう費	道路の延長	2	道路の延長
3	橋りようの面積	橋りようの面積	3	道路の延長
4	木橋の延長	木橋の延長	4	道路の延長
5	その他の 土木費	人口 面積 海岸保全施 設の延長	5	その他の 土木費

1	道路橋りよう費	道路の面積	1	道路橋りようの面積
2	河川費	道路の延長	2	道路の延長
3	港湾費	河川の延長	3	河川の延長
4	その他の土木費	港湾(漁港を含む)にお けるけい留施設の延長 港湾(漁港を含む)にお ける外かく施設の延長 人口 海岸保全施設の延長	4	その他の土木費
1	農業行政費	耕地の面積	1	農業行政費
2	林野行政費	農家数	2	林野行政費
1	農業行政費	耕地の面積	1	農業行政費
2	林野行政費	農家数	2	林野行政費
1	農業行政費	耕地の面積	1	農業行政費
2	林野行政費	農家数	2	林野行政費

め、同表の市町村の項中

1	2	3	4
道路費	橋りよう費	港湾費	都市計画費
道路の面積	橋りようの面積	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	都市計画区域における土地区画整理事業の施行地区の面積
種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	種別補正

を

1 道路橋りよう費

2 港湾費

3 都市計画費

4 下水道費

道路の面積

道路の延長

港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長

港湾(漁港を含む。)における外かく施設の延長

都市計画区域における人口

種別補正、態容補正及び寒冷補正

種別補正、態容補正及び寒冷補正

種別補正、態容補正及び寒冷補正

種別補正、態容補正及び寒冷補正

種別補正

に

1 徴税費

1 徴税費

改める。

市町村税の税額

市町村税の税額

種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

種別補正、段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正

に

を

第十四条第二項中「第二号」を「第三号」に改め、同条第三項の表の道府県の項第八号中「附則第四十

六項」を「附則第六十八項」に改める。

別表を次のように改める。

別表

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
四 厚生労働費	一 警察費	警察職員数	一人につき	一、〇三三、〇〇〇円
	二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	四二六〇
	1 道路橋りよう費	道路の延長	一メートルにつき	六六三〇〇
	2 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一二七三〇
	3 港湾費	港湾(漁港を含む。)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	四、一九〇〇〇
	4 その他の土木費	港湾(漁港を含む。)における外かく施設の延長	一メートルにつき	一、二五〇〇〇
	三 教育費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき	四七七〇〇
	1 小学校費	教職員数	一人につき	三六四〇〇
	2 中学校費	学校数	一校につき	四八九、六〇〇〇
	3 高等学校費	教職員数	一人につき	九四、〇〇〇〇
四 生活保護費	3 衛生費	学校数	一校につき	四六六、一〇〇〇
	4 その他の教育費	教職員数	一人につき	九四、〇〇〇〇
	1 生活保護費	生徒数	一人につき	八〇五、一〇〇〇
	2 社会福祉費	人口	一人につき	七、八〇〇〇
	3 衛生費	人口	一人につき	一六八〇〇
	4 生活保護費	人口	一人につき	一五六、〇〇〇〇
	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	五三〇〇〇
	2 社会福祉費	人口	一人につき	二〇三〇〇
	3 衛生費	人口	一人につき	四五八〇〇
	4 生活保護費	人口	一人につき	一五六、〇〇〇〇

昭和四十二年六月二十八日 参議院會議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案外一件

			市町村							
3	2	1	八	七	六	五	四	三	二	一
都市計画費	港湾費	道路橋りよう費	特定償還費	災害復旧費	その他の行政費	産業経済費	労働費	その他の諸費	恩給費	徴税費
都市計画区域における人口	港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長	道路の延長	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	道府県税の税額	耕地の面積	工場事業場労働者数	人口	恩給受給権者数	道府県税の税額
一人につき	メートルにつき	平方メートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	一ヘクタールにつき	一人につき	一人につき	一人につき	千円につき
一一六〇〇	一、二五〇〇〇	一七九〇	二五〇〇〇	九五〇〇〇	二二二〇〇	六、〇八〇〇〇	五三二〇〇	六五二〇〇	五〇、二〇〇〇〇	二二二〇〇

			市町村							
2	1	六	五	四	三	二	一	五	四	三
戸籍住民登録費	徴税費	その他の行政費	産業経済費	厚生労働費	高等学校費	中学校費	小学校費	その他の土木費	下水道費	教育費
本籍人口	市町村税の税額	市町村税の税額	農家数	市部人口	生徒数	生徒数	児童数	人口	人口	人口
一人につき	千円につき	千円につき	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
六七〇〇	一一九〇〇	一一九〇〇	五、四四〇〇〇	四四四〇〇	七三、五〇〇〇〇	一七、四九〇〇〇	二、三七〇〇〇	一七二〇〇	一七二〇〇	一七二〇〇

3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき
	人口	一人につき
七 災害復旧費	面積	二八六〇〇
	平方メートルにつき	一、四〇〇〇〇
八 特定債償還費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	三五三〇〇〇〇
	千円につき	九五〇〇〇
九 辺地対策事業費償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	二五〇〇〇
	千円につき	五七〇〇〇

附則

この法律は、公布の日から起算して、昭和四十二年度分の地方交付税から適用する。

公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「造林」の下に「及び牧野の改良、造成又は復旧」を加える。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和四十二年度及び昭和四十三年度に、昭和三十八年度から昭和四十一年度までの各年度に係るもの」とするを「昭和四十二年度にあつては昭和三十八年度から昭和四十一年度までの各年度に係るもの」とし、昭和四十三年度にあつては「昭和三十九年度、昭和四十年度及び昭和四十二年度に係るもの」とするに改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案

昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十二年度の地方財政の健全な運営を図るため、必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

(臨時地方財政交付金)

第二条 昭和四十二年度に限り、地方公共団体に対して、臨時地方財政交付金を交付する。

2 臨時地方財政交付金の総額は、百二十億円とする。

3 臨時地方財政交付金の種類は、第一種交付金及び第二種交付金とし、第二種交付金及び第二種交付金の総額は、それぞれ九十五億円及び二十五億円とする。

4 第一種交付金は、昭和四十二年度分の普通交付税とあわせて算定するものとし、同年度分について地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号。以下「法」という。)第二条第四号の基準財政需要額(以下「基準財政需要額」という。)が同条第五号の基準財政収入額(以下「基準財政収入額」という。)をこえる都道府県に対して、次条に定めるところにより交付する。

5 第二種交付金は、市町村及び特別区に対して、第四条に定めるところにより交付する。

(第一種交付金の算定方法等)

第三条 各都道府県に対して交付すべき第一種交付金の額は、第一種交付金の総額を各都道府県に係る法第十条第二項の財源不足額(同項ただし書の規定に該当する場合には、各都道府県に係る同項の式により算定した額)であん分した額とする。

2 第一種交付金は、昭和四十二年十一月に交付する。

(第二種交付金の算定方法等)

第四条 各市町村又は特別区に対して交付すべき第二種交付金の額は、第二種交付金の総額を昭和四十二年四月一日現在における各市町村又は特別区が管理する道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第四号の市町村道(当該各市町村又は特別区がその管理について経費を負担しないものその他自治省令で定めるものを除く。)の自治省令で定めるところにより算定した延長であん分した額とする。

2 第二種交付金は、昭和四十二年十二月に交付する。

(昭和四十二年度分の地方交付税の特例)

第五条 昭和四十二年度分の普通交付税を算定する場合における法第十条第二項の規定の適用については、同項中「財源不足額」というのは「財源不足額」という。から当該地方団体に対して交付すべき第一種交付金(昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第 号)第二条第三項の第一種交付金をいう。以下同じ。)の額を控除した額」とし、「総額」とあるのは、「総額及び第一種交付金の総額の合算額」とし、「算定した額」とあるのは「算定した額から当該地方団体に対して交付すべき第一種交付金の額を控除した額」とし、同項の式中「財源不足額」とあるのは、「(財源不足額) + (第一種交付金の額) - (第二種交付金の額)」とする。

2 昭和四十二年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第一項の規定の適用につ

八 特定償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元とあるのは、

利償還金

八 特定償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

九 寺別事業費 公共事業費等寺別の事業費の財源に充てるため昭和四十一年とし、同表の

度において特別に発行を許可された地方債の額

市町村の項中

九 辺地対策事業
償還費
された地方債に係る元利償還金
辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可
とあるのは、

九 辺地対策事業 債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金とする。
------------------	---

十 特別事業償還費 公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

3 昭和四十二年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第二項の規定の適用に

四十一 辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可する	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する	千円とある
--	--	------------------------------

された地方債に係る元利償還金	定する地方債に係る当該年度における元利償還金	
----------------	------------------------	--

四十一 辺地対策事業費の財 辺地に係る公共的施設の総合整備のための 千円

源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に關する法律（昭和三十一年法律第八十八号）第六條に規定する

のは、
四十二 公共事業費等特定の 国庫の補助金、負担金その他これらに類す 千円 とする。

事業費の財源に充てゐるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	るものを受けて施行した一般補助事業に係る経費又は国の行なう直轄事業に係る負担金に充てゐるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額
--	---

4 昭和四十二年度分の基準財政需要額を算定する場合における法第十二条第三項の規定の適用に

ては、法の別表の道府県の項中
充てゐるため発行を

償還費	の事業費の財源に	千円に	二五〇〇
-----	----------	-----	------

充てたるため發行を
許可された地方債
に係る元利償還金

八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財千円につき	二五〇〇
九 特別事業	公共事業費等特定の事業費の財千円につき	七二〇〇

あるのは、

た地方債に係る元利償還金

源に充てるため発行を許可され

とし、同表の

あるのは、			
九 特別事業	公共事業費等特定の事業費の財千円につき	七二〇〇	とし、同表の
償還費	源に充てるため昭和四十一年度		
	において特別に発行を許可され		
た地方債の額			

市町村の項中	1	道路橋りよう費	道路の面積	一平方メートルにつき一七九〇	とあるのは

道路橋りよう費	道路の延長	メートルにつき	二六〇
1	道路の面積	一平方メートルにつき	一七九〇

二九	辺地対策事業債	辺地対策事業費の財源に充てるため発行	千円につき五七〇〇〇	とあるのは
	道路の延長	一メートルにつき	二九〇〇	

九 刃地対策事業費 刃地対策事業費の財源に充てるため発行 千円につき五七〇〇〇

償還費
を許可された地方債に係る元利償還金

十 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき 六五〇〇とする。
------------	--	----------------

昭和四十二年度分の基準財政収入額を算定する場合における法第十四条第一項の規定の適用について、同項中「特別とん饗存税の収入見込額」とあるのは「特別とん饗存税の収入見込額、当該市

町村に對して交付すべき第二種交付金（昭和四十二年度）における地方財政の特別措置に關する法律

指定市」とあるのは、当該指定市に対して交付すべき第二種交付金の額並びに基準率をもつて算定した金額とあるのは、以下同じ。の密とし、一並ひに基準率をもつて算定した該密を

昭和四十二年度分の基準財政収入額を算定する場合における法第十四条第三項の規定の適用につ

「十二 石油ガス」	石油ガス譲与税法第二條の規定によつて算定し	十二 石油ガス 石油ガス譲与税法第二條の規定によつて算定した額	「十二 石油ガス」	石油ガス譲与税法第二條の規定によつて算定し	十二 石油ガス 石油ガス譲与税法第二條の規定によつて算定した額
-----------	-----------------------	---------------------------------	-----------	-----------------------	---------------------------------

あるのは、
十二の二 第二 昭和四十二年度における地方財政の特別措置に
とする。

昭和四十二年六月及び九月において交付すべき同年夏分の地方交付税の額については、自治省立

昭和四十二年六月及び九月において交付すべき同年度分の地方交付税の額については、自治省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定の特例を設けることができる。

(端数計算等)

第六条 各都道府県又は市町村若しくは特別区に
対して交付すべき第一種交付金又は第二種交付
金の額を算定する場合において、千円未満の端
数金額があるときは、その端数金額を切り捨て
るものとする。

2 第一種交付金の総額が第三条第一項及び前項
の規定によつて各都道府県について算定した額
の合算額をこえる場合又は第二種交付金の総額
が第四条第一項及び前項の規定によつて各市町
村若しくは特別区について算定した額の合算額
をこえる場合には、当該超過額は、法第十五条
に規定する特別交付税の額の算定の例により、
各都道府県に対して交付するものとする。

3 法第八条、第九条及び第十七条の規定は、臨
時地方財政交付金の額の算定及び交付について
準用する。この場合において、法第十七条中
「市町村」とあるのは、「市町村及び特別区」と読
み替へるものとする。

4 この法律に定めるもののほか、臨時地方財政
交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、自
治省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律
第二百十九号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

3 昭和四十二年度において第十一条第三項の

規定を適用する場合に、同項中「収入見込
額」とあるのは「収入見込額及び第二種交付
金の額の合算額」とし、「及び当該特別とん
譲与税の収入見込額」とあるのは、「当該特別
とん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付
金の額」とする。

3 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備の
ための国の財政上の特別措置に関する法律(昭
和四十年法律第七十三号)の一部を次のように
改正する。
附則に次の一項を加える。

5 昭和四十二年度において第四条第二項の規
定を適用する場合には、同項中「収入見込額
を」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金
の額の合算額を」とし、「及び当該特別とん譲
与税の収入見込額」とあるのは、「当該特別と
ん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金
の額」とする。

4 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備の
ための国の財政上の特別措置に関する法律(昭
和四十一年法律第百十四号)の一部を次のよう
に改正する。
附則に次の一項を加える。

4 昭和四十二年度において第五条第二項の規
定を適用する場合には、同項中「収入見込額
を」とあるのは「収入見込額及び第二種交付金
の額の合算額を」とし、「及び当該特別とん譲
与税の収入見込額」とあるのは、「当該特別と

ん譲与税の収入見込額及び当該第二種交付金
の額」とする。

〔林田修紀夫君登壇、拍手〕

○林田修紀夫君 ただいま議題となりました二法
律案につきまして、地方行政委員会における審査
の経過及び結果を御報告申し上げます。
まず、地方交付税法の一部を改正する法律案に
ついて申し上げます。

本案は、地方公共団体の行政経費の増加に対処
するため、地方交付税の単位費用を改定すると
もに、地方交付税の算定方法の合理化をはかるた
め、経費の種類、測定単位、測定単位の数値の補
正方法等を改めようとするものであります。

次に、昭和四十二年度における地方財政の特別
措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、地方財政の健全な運営をはかるため、
昭和四十二年度に限り、地方公共団体に対して総
額百二十億円の臨時地方財政交付金を交付するこ
ととし、これに伴い、同年度分の普通交付税の額
の算定方法等に特例を設けようとするものであり
ます。

委員会におきましては、両案について、一括し
て審査を行ない、地方財政の恒久対策、特別事業
債の元利償還金、地方道路財源の充実にについて
熱心に質疑がなされましたが、その詳細は會議録
によつてごらん願いたいと存じます。

質疑を終局し、両案を一括して討論に入りました。

たところ、日本社会党を代表して占部委員より、
また公明党を代表して辻委員より、反対の意見が
述べられました。

討論を終局し、両案についてそれぞれ採決の結果、
賛成多数をもって原案のとおり可決すべきもの
と決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、
これより採決をいたします。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案全
部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ
て、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 次に、昭和四十二年度に
おける地方財政の特別措置に関する法律案全部を
問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつ
て、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議員

副議長

河野 謙三君

鬼木 勝利君 原田 立君
 山高しげり君 黒柳 明君
 矢追 秀彦君 中沢伊登子君
 石本 茂君 市川 房枝君
 中尾 辰義君 浅井 亨君
 片山 武夫君 横井 太郎君
 植木 光教君 田代富士男君
 二宮 文造君 北條 尚八君
 森田 タマ君 山崎 齊君
 多田 省吾君 宮崎 正義君
 小平 芳平君 伊藤 五郎君
 林田 正治君 渋谷 邦彦君
 鈴木 一弘君 山田 徹一君
 岡村文四郎君 大谷 賛雄君
 横山 フク君 北條 浩君
 白木義一郎君 寺尾 豊君
 笹森 順造君 植竹 春彦君
 新谷寅三郎君 山本茂一郎君
 中津井 真君 林田悠紀夫君
 佐藤 一郎君 柳田桃太郎君
 宮崎 正雄君 船田 譲君
 平泉 渉君 八田 一朗君
 高橋文五郎君 内田 芳郎君
 大森 久司君 野知 浩之君
 源田 実君 温水 三郎君
 岸田 幸雄君 川野 三暁君

長谷川 仁君 沢田 一精君
 吉江 勝保君 石井 桂君
 豊田 雅孝君 江藤 智君
 大竹平八郎君 徳永 正利君
 青柳 秀夫君 佐藤 芳男君
 平島 敏夫君 山下 春江君
 山本 利壽君 堀見 俊二君
 鍋島 直紹君 近藤 鶴代君
 井野 碩哉君 石原幹市郎君
 上原 正吉君 古池 信三君
 斎藤 昇君 小林 篤一君
 栗原 祐幸君 久保 勘一君
 北畠 教真君 西村 尚治君
 中村喜四郎君 内藤三郎君
 任田 新治君 土屋 義彦君
 玉置 和郎君 藤田 正明君
 岡本 悟君 楠 正俊君
 黒木 利克君 金丸 富夫君
 丸茂 重貞君 山本 杉君
 谷村 貞治君 木島 義夫君
 谷口 慶吉君 柴田 栄君
 後藤 義隆君 鈴木 万平君
 竹中 恒夫君 天坊 裕彦君
 中野 文門君 西田 信一君
 迫水 久常君 田中 茂穂君
 梶原 茂嘉君 八木 一郎君
 三木與吉郎君 西郷吉之助君
 木内 四郎君 林屋亀次郎君

安井 謙君 増原 恵吉君
 杉原 荒太君 青木 一男君
 重政 庸徳君 鈴木 市藏君
 達田 龍彦君 前川 旦君
 戸田 菊雄君 竹田 現照君
 山崎 昇君 木村美智男君
 村田 秀三君 小野 明君
 小林 章君 近藤英一郎君
 田村 賢作君 矢山 有作君
 野々山一三君 櫻井 志郎君
 井川 伊平君 赤間 文三君
 松本 賢一君 佐野 芳雄君
 杉山善太郎君 大森 創造君
 森部 隆輔君 津島 文治君
 青田源太郎君 森中 守義君
 柴谷 要君 小柳 勇君
 小林 武治君 松平 勇雄君
 中村 英男君 大河原 次君
 伊藤 顕道君 加瀬 完君
 高橋 衛君 吉武 恵市君
 中山 福蔵君 小柳 牧衛君
 小酒井義男君 光村 甚助君
 大和 与一君 岩間 正男君
 須藤 五郎君 野坂 参三君
 春日 正一君 森 勝治君
 鈴木 力君 中村 波男君
 川村 清一君 大橋 和孝君
 柳岡 秋夫君 吉田忠三郎君

鶴園 哲夫君 千葉千代世君
 武内 五郎君 山本伊三郎君
 松永 忠二君 北村 暢君
 阿部 竹松君 藤田藤太郎君
 占部 秀男君 鈴木 壽君
 永岡 光治君 秋山 長造君
 岡 三郎君 藤田 進君
 成瀬 幡治君 亀田 得治君
 大倉 精一君 近藤 信一君
 椿 繁夫君 木村福八郎君
 佐多 忠隆君 岡田 宗司君
 藤原 道子君 加藤シヅエ君
 松澤 兼人君 羽生 三七君
 野溝 勝君

國務大臣
 内閣總理大臣 佐藤 榮作君
 外務大臣 三木 武夫君
 厚生大臣 坊 秀男君
 労働大臣 早川 崇君
 自治大臣 藤枝 泉介君

政府委員
 内閣法制局長官 高辻 正巳君

〔第十七号参照〕
 審査報告書
 資産再評価法の一部を改正する法律案
 右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ

昭和四十二年六月二十八日 参議院會議録第二十号

つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十五日

大蔵委員長 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、株式会社又は有限会社の再評価積立金に係る経理の簡素化を図るため、これを資本準備金に組み入れることによりその最終的な処理を行なうとともに、関係法律の整理を行なうとするものであつて、適当な措置と認め

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十五日

大蔵委員長 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約が改正されることとなつたことに伴い、ノールウェー王国の居住者が支払を受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率の特例措置の内容を改めるとともに、道府県民税、市町村民税等の税率の特例を定める等所要の規定の整備を図るため、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の全部を改正しようとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

住民基本台帳法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十二年六月十五日

地方行政委員長 仲原 善一

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もつて住民の利便を増進し、あわせて行政の合理化に資するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行なう住民基本台帳の制度を設けようとするものであつて、(一)市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておくとともに、これに基づいて住民に関する事務を行なうこととし、(二)住民基本台帳の正確性を確保するための措置として、戸籍の附票制度を存置することとし、(三)住民は、住所等の変更をしたときは、市町村長に届出をしなければならないこととするにとともに、その変更に伴う届出は、一つの届出で足りることとする等を主な内容としており、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十二年度において、住民基本台帳制度の実施に必要な経費として、一億一千八百四十二万円が同年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、本法の実施について、特に次の諸点に

留意すべきである。

一、住民基本台帳の備付けに要する経費については、十分な財源措置を講ずること。

二、住民基本台帳に関する事務の管理態勢が十分整備されるよう指導すること。

三、地方自治の本旨を尊重し、かつ、住民基本台帳制度の本来の趣旨にのっとり、この制度の適正な運用を期すること。
右決議する。

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂茨町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)